

令和7年7月9日

市民の皆さまへ

松本市総務部人事課

職員の懲戒処分等について

職員に対し地方公務員法に基づく懲戒処分等下記のとおり行いましたので、お知らせします。

記

1 処分について

- | | |
|------------|--|
| (1) 処分対象職員 | 財政部 市民税課 主査（50代） |
| (2) 処分内容 | 減給10分の1 1月 |
| (3) 処分日 | 令和7年7月9日 |
| (4) 処分理由 | 地方公務員法第29条第1項第2号に基づく処分
同法第33条 信用失墜行為の禁止違反 |

2 処分対象事案の概要

令和6年度分軽自動車税申告書取扱業務に係る3件の支払業務において、相手方から支払催促の連絡が来ていたにもかかわらず担当者が他の業務を優先し、速やかに対処しなかったことにより、総額2,018,908円の支払遅延を生じさせたもの

3 管理監督責任

同日付けで、市民税課長、市民税課担当係長を嚴重注意（矯正措置）、財政部長を注意（矯正措置）としました。

4 再発防止の取組み

- (1) 令和7年6月6日に、市長及び副市長から管理監督職員に対して直接指導を行いました。
- (2) コンプライアンス研修、倫理研修等の内容を見直すとともに、チェック体制の強化を図るなど、ミスや不正が起きない業務体制づくりに市役所全体で取り組みます。